

群馬大学医学部附属病院院内急変対応委員会規程

令和 4.10. 1 制定

改正 令和 4.11.17 令和 6. 7. 9

令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、病院における患者等の急変による重篤有害事象を軽減させるため、群馬大学医学部附属病院院内急変対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 院内急変対応の運用に関すること。
- (2) 院内急変対応症例の登録に関すること。
- (3) 院内急変対応チームの活動内容の評価に関すること。
- (4) 院内急変対応チームの広報に関すること。
- (5) 院内急変対応の質向上に関して必要な事項
- (6) その他院内急変対応に関する必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 集中治療部長
- (2) 集中治療部から選出された者 若干人
- (3) 救命救急センターから選出された者 1人
- (4) 看護部から選出された者 1人
- (5) 医療の質・安全管理部から選出された者 1人
- (6) その他委員長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、集中治療部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、原則として年1回以上の開催とする。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。